

栃木県における指定廃棄物の最終処分場建設候補地の白紙撤回を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した指定廃棄物の最終処分場建設問題については、平成26年7月30日午前、環境省の井上信治副大臣が来庁し、指定廃棄物の最終処分場建設候補地を塩谷町寺島入地内の国有地としたことを本町に伝達した。前日に訪問する旨の連絡があったものの、突然の候補地 通告であり、町民は驚きを禁じ得ない。

放射性物質汚染対処特措法において、放射性セシウム濃度が8,000 Bq/kgを超える指定廃棄物（ごみ焼却灰、下水汚泥等）は、国が責任をもって処分するものとされている。栃木県内各地で発生し、一時的な保管が長期化している多量の指定廃棄物や農林業系副産物等可燃性廃棄物の処理を迅速に進めるためには、県内いずれかの場所に最終処分場を設置しなければならないことは承知している。

しかしながら、本町においては、放射線量の汚染状況重点調査地域に指定され、小中学校・保育園を中心に除染作業を実施したところである。加えて、多くの町民が、農産物等の風評被害に苦しんでいる状況にあり、一日も早い復興に向け懸命の努力をしている。今回の候補地選定は、さらなる深刻な風評被害につながるだけでなく、こうした町民の不断の努力や、安全安心を希求する切なる思いを踏みにじるものであり、到底応じられるものではない。

さらに、今回示された候補地は、日光国立公園、環境省選定全国名水百選尚仁沢湧水群、多くの観光客が訪れる町が誇る観光施設「尚仁沢は一とらんど」に隣接する場所でもあり、候補地として不適切である。また、釣り人で賑わう「西荒川ダム」の上流至近距離に位置し、農業用水の水源でもあり、下流の町の主要作物である米作等への影響も懸念される。

付近一帯は樹齢数百年にも及ぶ天然記念物のブナ原生林に覆われ、水源涵養機能の保全等、地域住民が積極的な環境保全に努めているところでもある。このように、自然と共生するまちづくりを進める本町にとって、指定廃棄物最終処分場の設置は、自然を愛する町民の心豊かな暮らしや町政の根幹を揺るがすものであり、断じて容認できない。

よって、本町議会は、塩谷町寺島入地内の国有地を指定廃棄物の最終処分場建設候補地としたことに対し、断固、白紙撤回を求めるものである

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年8月5日

栃木県塩谷町議会議長 田代浩敏

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長 宛て
環境大臣